

1. 発表事項

災害時要援護者宅家具固定事業の実施について

2. 目的

障害者、高齢者等の災害時要援護者宅の家具固定を実施することにより要援護者の地震被害の軽減を図る。

3. 背景

阪神・淡路大震災や中越地震など過去の大きな震災においては、家具の転倒により多くの人が負傷したり、命を失ったりしている。また、津波避難のあり方が注目される中、円滑な避難行動を図るには、家具の固定は重要である。一方、町内の災害時要援護者宅の家具固定状況を調査（平成21年12月1日～平成22年2月28日に実施）した結果、93.4%の世帯において、家具の固定対策がなされていなかった。

これらのことから、平成22年度より、自力で家具転倒防止器具の設置が困難な災害時要援護者の世帯を対象に、無料で家具固定事業を実施している。

4. 災害時要援護者宅家具固定事業の概要

①対象者

下記の者で構成されている世帯

- ・65歳以上の者
- ・身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神保健手帳所持者
- ・その他（要介護認定者、難病認定者、18歳未満の者など）

②実施内容

申し込みのあった対象者に対し、町が家具固定作業を委託した事業者を派遣して実施する。1世帯1回限り、家具3台までとする。

③実施期間

平成24年8月1日～8月31日

5. 連絡先

明和町 防災企画課

担当者 中谷、吉川、吉田

電話番号 0596(52)7110

災害時要援護者の住宅耐震化及び家具の固定状況調べ

1. 目的

阪神淡路大震災では、死亡者の8割が家屋の倒壊や家具の転倒が原因であった。東海・東南海・南海地震が近い将来発生することが懸念される中、災害時要援護者の住宅の耐震化、家具の固定が急務となっている。

このことから、要援護者の住宅の耐震化と家屋の固定状況を調査し、未実施者については啓発活動を行うことにより、要援護者の地震災害の軽減を図る。

2. 事業内容

- (1) 調査員 2 名により、訪問し聴き取り調査を実施する。
- (2) 居間、寝室などの家具の固定状況を調査し、未実施者には家具固定の重要性について啓発を行う。
- (3) 住宅が、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅であるかどうかを調査し、以前に建てられたものであれば、耐震化の取組状況を確認する。未実施であれば、耐震化の重要性を啓発し、無料耐震診断や耐震補強工事への補助制度などを紹介する。
- (4) 災害時要援護者登録の未登録者には、災害時要援護者登録制度を紹介する。

3. 実施期間

平成 21 年 12 月 1 日～平成 22 年 2 月 28 日

4. 調査対象者

調査対象者は下記のとおり(平成 21 年 11 月 1 日現在で抽出)。

- (1) 災害時要援護者登録者
 - ・ 65歳以上ひとり暮らし
 - ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ・ 身体障がい者手帳所持者
 - ・ 要介護認定者
 - ・ 精神保健手帳所持者
 - ・ 療育手帳所持者
 - ・ その他
- (2) 災害時要援護者未登録者
 - ・ 身体障がい者手帳所持者(1～2級)
 - ・ 要介護認定者(要介護度3～5)
 - ・ 精神保健手帳所持者(1～2級)
 - ・ 療育手帳所持者(A)